

## 第2章 行財政改革の基本的な考え方

### 1 行財政改革の基本方針

行政運営の基本方針は、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことである。このためにも、限られた財源と人員体制の中で、必要な施策の厳しい選択と財源や職員の重点配分、行政と民間の役割分担の見直しによる外部委託の推進などを行い、住民サービスの向上と組織及び運営の合理化に努めなければならない。

中でも地方自治体運営の中核となる職員の意識改革と自治体そのものの体質改善が急務であり、これを具体的に目に見えるものとして示すことにより、新たな行財政改革の第一歩を踏み出していく必要がある。

そこで、「行政サービスのより一層の効率化を目指した新たな行財政システムの構築」を新行財政改革大綱の基本方針として掲げ、迅速かつ果敢に行財政改革に取り組むこととする。

### 2 行財政改革のための5つの改革

基本方針に基づいて行財政改革を推進するための施策を、次の5本の改革の柱にまとめ、着実に実行する。

#### (1) 人の改革

「人材育成に関する基本方針」に基づき、自治体職員としての使命と責任を自覚し、能力や意欲の向上に努めるとともに、能力・実績重視の人事・給与制度への転換を図り、努力する職員が報われる体制を整備して、仕事の達成感や満足感が味わえるような総合的な人材育成に取り組む。

#### (2) 組織の改革

平成16年4月に大幅な機構改革を行ったところであるが、限られた人的・財政的資源を最大限に活用し、社会経済情勢の変化や地方分権の推進等に伴う、新たな行政課題と複雑多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、さらなるスリム化と重点化の観点に立ち、機動性を重視した組織づくりを行う。

#### (3) 事務事業の改革

社会経済情勢の変化や地方分権の進展を踏まえ、「民間でできることは、民間に委ねる」ことを基本に、行政と民間の役割分担を明確にし、これまでの事務事業について徹底的な廃止・見直しを行う。また、行政が実施すべき事務事業についても、成果重視の視点に立って選択・重点化を図る

とともに、実施に当たっては、経済性と住民サービス向上の観点から、民間能力やIT等を積極的に活用し、効率的な執行を図る。

#### (4) 町政運営の改革

地方分権が進展する中、これまでの国・県に依存した町政運営から脱却し、自らの判断と責任で、限られた財源を必要な施策へ重点的・効果的に投入し、最大の効果を実現するという地域経営の視点に立った町政運営への転換を図る。

#### (5) 財政構造の改革

財政環境が厳しさを増す中、本町の身の丈にあった健全な財政構造を目指し、歳入歳出全般にわたる改革を断行し、効率的な自治体経営を行っていかねばならない。

このためには、思い切った事務事業の見直しを行い、一定の予算枠内での優先順位の明確化による施策選択をより一層徹底し、抜本的な健全化対策を講じる。また、事業費縮減によるマイナス効果を最小限にするため、施策の重点化や創意工夫による費用対効果を徹底し、財政システムの質的な改革を進める。

### 3 計画期間

#### (1) 計画期間

この大綱の計画期間は、平成17年度からおおむね5年間とする。

なお、行財政改革の着実な実施を図るため、毎年度、実施計画を策定するとともに、その取組状況や町を取り巻く行財政環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### (2) 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、「三木町行財政改革推進本部」において具体的事項を決定し、計画的、段階的に実施してその実効を期するものとする。

行財政改革を実効あるものにするため、職員一人ひとりが厳しい財政状況等を認識するとともに、行財政改革に対する問題意識を持ち、事務の効率化や徹底した経費の削減等に積極的に取り組むものとする。

行財政改革を効果的に推進するためには、住民の理解と協力が必要不可欠であることから、積極的に行財政改革に関する情報の提供等を行い、住民との協働により、行財政改革を推進していくものとする。